

事 務 連 絡
令和4年2月14日

公益社団法人日本小児科医会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
接種体制の構築への協力について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年2月10日に開催された第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、5歳以上11歳以下の者（以下「小児」といいます。）に対する新型コロナワクチン接種について議論され、ファイザー社ワクチンによる小児への接種を予防接種法上の予防接種である特例臨時接種に位置付けること、小児については努力義務の規定の適用を除外すること等について、妥当である旨答申がなされました。

政府としては、答申を受けた内容に基づき、必要な関係政省令等の改正を速やかに行います。2月21日の週以降、小児用の新型コロナワクチンが各自治体に配送される予定であり、接種体制の準備ができている自治体においては、ワクチンが届き次第、3月を待たずに接種を開始することもできるよう、関係政省令については2月下旬の公布・施行を予定しています。

貴会におかれましては、小児への新型コロナワクチン接種の円滑な実施のために貴会会員にご協力をいただけるよう、貴会会員への周知をお願い申し上げます。また、小児への新型コロナワクチン接種について、関係情報を以下のウェブサイトにもまとめておりますので、ご参考としていただきますよう、併せてお願いいたします。

(ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html